

滋賀県公害防止条例の一部を改正する条例案要綱

1 改正の理由

土壤汚染対策法（平成 14 年法律第 53 号）の一部改正に伴い、必要な規定の整理を行うため、滋賀県公害防止条例（昭和 47 年滋賀県条例第 57 号）の一部を改正しようとするものです。

2 改正の概要

- (1) 土壤汚染対策法の一部改正による条項の移動等に伴い、必要な規定の整理を行うこととします。（第 50 条の 2 および第 50 条の 5 関係）
- (2) この条例は、公布の日から施行することとします。

滋賀県公害防止条例新旧対照表

旧	新
<p>第1条～第50条 省略</p> <p>(土地の形質変更の届出等)</p> <p>第50条の2 土壤調査において土壤の指定有害物質による汚染状態が土壤基準に適合しない指定有害物質使用地内で土地の形質の変更をしようとする者は、あらかじめ、規則で定めるところにより、当該土地の形質の変更の種類、場所、施行方法および着手予定日その他規則で定める事項を知事に届け出なければならない。ただし、次に掲げる行為については、この限りでない。</p> <p>(1) <u>土壤汚染対策法第7条第1項の規定による指示に基づく汚染の除去等の措置</u>または<u>同条第4項の規定による命令に基づく指示措置</u>等として行う行為</p> <p>(2) 省略</p> <p>(3) 当該指定有害物質による汚染について、<u>土壤汚染対策法第7条第6項</u>の技術的基準に適合する指定有害物質による汚染の除去の措置またはこれに相当する指定有害物質による汚染の除去の措置が講じられていると認められる土地において行う行為</p> <p>2 省略</p> <p>第50条の3および第50条の4 省略</p>	<p>第1条～第50条 省略</p> <p>(土地の形質変更の届出等)</p> <p>第50条の2 土壤調査において土壤の指定有害物質による汚染状態が土壤基準に適合しない指定有害物質使用地内で土地の形質の変更をしようとする者は、あらかじめ、規則で定めるところにより、当該土地の形質の変更の種類、場所、施行方法および着手予定日その他規則で定める事項を知事に届け出なければならない。ただし、次に掲げる行為については、この限りでない。</p> <p>(1) <u>土壤汚染対策法第7条第1項に規定する汚染除去等計画に基づく実施措置</u> (同項第1号に規定する実施措置をいう。以下この号において同じ。) または<u>同条第8項の規定による命令に基づく実施措置</u>として行う行為</p> <p>(2) 省略</p> <p>(3) 当該指定有害物質による汚染について、<u>土壤汚染対策法第7条第4項</u>の技術的基準に適合する指定有害物質による汚染の除去の措置またはこれに相当する指定有害物質による汚染の除去の措置が講じられていると認められる土地において行う行為</p> <p>2 省略</p> <p>第50条の3および第50条の4 省略</p>

(土壌汚染改善管理計画)

第50条の5 省略

2 省略

3 次に掲げる場合には、前2項の規定は、適用しない。

(1) 当該指定有害物質による汚染について、土壌汚染対策法第7条第1項の規定により汚染の除去等の措置を講ずべきことを指示することとされる場合

(2)～(4) 省略

(5) 当該指定有害物質による汚染について、土壌汚染対策法第7条第6項の技術的基準に適合する指定有害物質による汚染の除去等の措置またはこれに相当する指定有害物質による汚染の除去もしくは拡散の防止のための措置が講じられていると認められる場合

4 省略

第50条の6～第65条 省略

付則 省略

(土壌汚染改善管理計画)

第50条の5 省略

2 省略

3 次に掲げる場合には、前2項の規定は、適用しない。

(1) 当該指定有害物質による汚染について、土壌汚染対策法第7条第1項の規定により同項に規定する汚染除去等計画を作成し、および提出すべきことを指示することとされる場合

(2)～(4) 省略

(5) 当該指定有害物質による汚染について、土壌汚染対策法第7条第4項の技術的基準に適合する指定有害物質による汚染の除去等の措置またはこれに相当する指定有害物質による汚染の除去もしくは拡散の防止のための措置が講じられていると認められる場合

4 省略

第50条の6～第65条 省略

付則 省略